

# 消費者トラブル注意報

Vol.13



## 利用の覚えがない請求…。訴訟まで? とにかく無視! 「架空請求」

利用した覚えのない請求が届く、いわゆる「架空請求」。安易に連絡を取ると業者の請求をエスカレートさせることも。架空請求は相手にせず、無視しましょう。

### 《事例》

○未払い代金の債権回収業者を名乗るメールが届いた。

「滞納している有料サイト利用料の請求」とあったが利用した覚えがない。「期日までに連絡しないと、法的手段に訴える」と書かれていた。

○利用した覚えのないウェブサイトの利用料を「3営業日以内に支払え」という請求が、封書で送られて来た。

○「民事訴訟最終通達書」というのがきが届き、これには「不払いの申し立て」が自分に対してされていることになっていようだが、身に覚えがない。「財産差し押さえ」や「訴訟手続きを行う」とも書かれていた。差出人住所を調べても見つからなかった。

### 《アドバイス》

○期日までに連絡するよう「など」書かれていても、



絶対に連絡してはいけません。電話番号などの個人情報を手知らせることになりません。

○「訴訟を起こす」、「弁護士対応になる」など不安をおおる内容でも、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。

○支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、消費生活センターに相談してください。

### ◆相談・問い合わせ先

匠瑛市消費生活センター(相談専用電話) ☎74・7007

日時: 原則月・火・木・金曜日

9時～12時、13時～16時

場所: 市役所3階産業振興課